

いつもご購入いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2015年3月号

-----*.☆

【目次】

▼不定期連載 室長の現場レポート（第14回目）第2室 室長 田辺 英昭

▼大槻事務所だより 3月号

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第31回目） 岩瀬 孝嗣編

▼社労士Q&A

▼不定期連載 室長の現場レポート

最近、お客様からよく頂くご質問に『マイナンバー制度』がございます。来年の平成28年1月より運用が開始されるため、制度開始が近づくにつれ、関心が高まっているようです。

そもそもマイナンバー制度とは日本に住民票を有する方（外国人の方も含みます）各人に1つの番号

（12桁）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に個人情報管理し、複数の機関に存在する情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。政府は、この制度を導入することで(1)行政の効率化、(2)国民の利便性の向上、(3)公平かつ公正な社会の実現を目指しており、マイナンバーは社会インフラと位置付けています。

では、(1)～(3)それぞれを具体的に見ていきます。(1)行政の効率とは、行政機関における情報の照合、入力などに要する時間や労力が大幅に削減され、複数の業務間で連携が進むと、作業の重複といった無駄が削減されます。

(2)国民の利便性の向上とは、今まで、市役所、税務署、社会保険事務所など複数の機関を回って書類を入手し、各行政官庁等に提出するということがありましたが、マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減される場合があるなど、面倒な手続が簡単になります。またマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）で自分の個人情報のやりとりが確認できます。自分のマイナンバーを含む個人情報を使って、いつ、だれが、なぜ、照会し、だれが、どの情報を提供したのか分かるようになるのです。それ以外にも、行政機関などから一人一人にあった行政サービスのお知らせも可能になります。例えば、乳幼児のいる家庭に「来月はお子様の予防接種を受けることをお勧めします」といったお知らせが届くなど、生活する上で便利な機能も実現する予定です。

このサービスは平成 29 年 1 月に稼働の予定です。

(3)公平かつ公正な社会の実現とは、所得や行政サービスの受給状況などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

このような内容を見ると制度としては非常に素晴らしいのですが、便利な反面、マイナンバーが漏洩などした場合には、いくつもの情報が芋づる式に漏洩してしまう可能性も懸念されています。例えば、他人のマイナンバーを使って年金の不正受給なども起こるかもしれません。政府はこれを払しょくするため、企業などに対して厳格な安全管理ルールの整備を求め、その違反に対しては非常に厳しい罰則を適用するとしていますが、企業側からすれば安全管理のための事務負担によるコストが増大することは明らかです。企業にとってはマイナスの一面が強くなります。

さて、マイナンバー制度開始まで残り 8 ヶ月を切っています。企業としては上記のリスク回避のためにも、制度の理解と安全管理体制の構築の準備が急務となっています。大槻事務所では来る平成 27 年 4 月 23 日にマイナンバーのセミナーを開催し、企業様に役立つ情報を提供させていただく予定です。ご興味のある方は是非、ご参加下さい。

第 2 室 室長 田辺 英昭

▼大槻事務所だより

今月のテーマは「法改正速報 雇用契約書の書式変更等、法改正対応は万全ですか？
～パートタイム労働法の改正について～」 です！

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol72.pdf

▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○ (第 31 回目) 岩瀬 孝嗣編

先月、私の母校である茨城県・常総学院高校が、今春に開催される選抜甲子園大会（通称春の甲子園）に出場することが決まりました。2 年ぶり 8 回目となる春の甲子園。
是非、14 年ぶりの甲子園優勝を勝ち取ってほしいです。

さて、私自身野球が大好きで、その中で高校野球が一番大好きです。（別に母校が甲子園にたくさん出場しているからという訳ではないのですが・・・）そして、甲子園が近づく度、出場校を紹介する雑誌がたくさん出版されています。たくさん出版されていると、どの雑誌を読んだら良いのかが重要

だと思います。そこで今回は、どの雑誌を選ぶのが良いか、そのポイントやご自身にも役立つことをご紹介しますと思います。

(1)出場校が、常日頃大事にしている事が「細かく」取材されているか（部訓・目標等）

雑誌を読んでいくと、「目標は全国制覇」や「全員野球」等を掲載されているのがほとんどです。しかし、よく取材されている雑誌はそこで終わるのではなく「全国制覇や全員野球を目指すために、具体的に何をしているのか」が取材されているのがポイントです。そこを読んでいくと、自分にとっても役に立つことが書かれているのです。

(2)甲子園初出場校に対し、出場までのストーリーが描かれているか

高校野球ファンにとっては、初出場校が試合過程だけでなく、どのようにして甲子園を勝ち取ったかがすごく興味あります。よく、カラーページで「おめでとうインタビュー」や、「好きな食べ物や芸能人」「試合の振り返り」等だけの取材しかしていない雑誌が多々あります。よく取材されている雑誌は、それだけでなく、監督や部員の過去の失敗例とそこからどのように改善してきたか、どのようなトレーニングをしてきたか、日頃大事にしている事や意識している事は何か（インニング間の全力疾走等）、がしっかり書かれています。そして、甲子園でその高校が試合するのを観戦するとき、改善してきたことや意識している事が甲子園で発揮出来ているかを見ることができ、甲子園をより楽しむことが出来るのです。また、それを読むことによって、自分にも気づきを与えてくれることもあるのです。ここまでくると、買う価値があります。

まとめポイント 【雑誌に自分にも役に立つことが掲載されているか】

まとめとして一番のポイントは、上記でも書かせて頂きましたが、自分にも役に立つことが掲載されているかです。これは、高校野球雑誌だけでなく、スポーツ雑誌なら共通することだと思います。例えば、今年のある初出場校で「チーム間、監督との徹底したコミュニケーション」、「基本練習（相手の胸に投げるキャッチボール）の徹底と原点回帰」、「失敗例とそれに対する改善した事」が掲載されていました。これらについては、自分自身にも置き換えることが出来ると思うのです。「チーム同士で報告等コミュニケーションをしっかりとっているか」、「基本的な手続きの仕事を、あまく見ずに誠心誠意行っているか」、「仕事で失敗したら、ただ落ち込むのではなく次に失敗しないためにどんな改善をしているか」等、雑誌の選択一つで自分自身に繋がることはたくさんあるのです。

是非、野球に興味がない方も、自分自身のために、上記のポイントを意識されたうえで、読んでみては如何でしょうか。

岩瀬 孝嗣

2013年5月入所 第一室所属 東京都社労士会中央統括支部 野球部員

▼社労士Q&A

Q.当社では、毎月の給与で、社員に持ち家居住者、賃貸住宅居住者を問わず「住宅手当」を一律30,000円支給しており、「割増賃金の計算の基礎となる賃金」から除外しております。

この度、ある社員から当社の住宅手当の支給の仕方では、割増賃金の計算にあたり、「住宅手当」を除外できないはずだと言われました。これまで「住宅手当」であれば、除外できると思い運用してきましたが、除外できない場合があるのでしょうか。

A.「割増賃金の計算の基礎となる賃金」から除外できる「住宅手当」とは、名称のいかんを問わず、その住宅に要する費用を基礎として算定されている手当であることが必要です。

そのため、例えば、持家居住者にはローン月額的一定割合を支給するものや賃貸住宅居住者へは、家賃月額5～10万円の者には2万円、家賃月額10万円を超える者には3万円を支給することとされているようなものが該当します。

したがって、貴社の場合は、持ち家居住者、賃貸住宅居住者を問わず社員に対して一律30,000円を支給しているということですので、住宅に要する費用に応じて算定している手当ではないため、「割増賃金の計算の基礎となる賃金」から除外することができる「住宅手当」に該当せず、割増賃金の計算にあたっては「住宅手当」を含めて計算しなければなりません。

労務管理研究会

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが
下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

先日、ご近所のお庭に梅の花が咲き始めたのを発見いたしました。春はすぐそこですね。
そろそろ各地で春一番が吹く頃ですが、お天気の変化で体調を崩される方もいらっしゃるかと
思います。外出の際には、カーディガンなど調節のできるものを持って気温の変化にご対応下さい。

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 鈴木 沙織
問い合わせ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは
下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus

Web サイト： <http://www.otuki.org/>